

令和6年度第1回旭川市保健所運営協議会 会議録

日 時	令和6年9月4日（水）午後6時30分～午後7時30分	
場 所	旭川市役所 総合庁舎7階 大会議室A	
出席者	委員 計15名	滝山会長 阿部委員 荒委員 五十嵐委員 大里委員 近藤委員 西條委員 嵯城委員 白川部委員 鈴木委員 相馬委員 高橋委員 谷委員 長尾委員 中村委員
	事務局 計16名	鈴木保健所長 田村地域保健担当部長 渡辺保健所次長 中屋保健総務課長 阿保保健予防課長 西島地域健康づくり担当課長 秋葉衛生検査課長 俵動物愛護センター所長 尾崎食肉衛生検査所長 山本保健予防課主幹 山本健康推進課主幹 國本保健総務課課長補佐 伊藤保健総務課課長補佐 山田保健総務課主査 森田保健総務課主査 秋場健康推進課主査
会議の公開・ 非公開	公 開	
傍 聴 者	な し	
会議資料	資料1：旭川市保健所運営協議会委員名簿 資料2：旭川市保健所条例（抜粋） 資料3：「スマートウエルネスあさひかわプラン」に係る取組について 資料4：がん患者のためのアピアランスケア助成事業について 資料5：新型コロナウイルス感染症に対する旭川市保健所の対応について 当日配付 ・「所管事業」について	

議 事	発 言 趣 旨 等
1 開 会 2 保健所長挨拶 3 委員紹介 4 事務局紹介 5 議 事	
(1)会長・副会長の選出	会長には、滝山 義之 委員，副会長には，村井 良泰 委員の就任について各委員からの賛同をいただき選任。
(2)協議会の運営等について	資料2に基づき説明。
(3)所管事業について	当日配付資料「所管事業」についてを基に説明。
(4)報告事項	
・報告事項ア	「スマートウエルネスあさひかわプラン」に係る取組について
保健所	資料3に基づき説明。
	[御意見・御質問及び回答]
委 員	なし。
・報告事項イ	がん患者のためのアピアランスケア助成事業について
保健所	資料4に基づき説明。
	[御意見・御質問及び回答]
委 員	このがん患者のためのアピアランスケア助成事業のウィッグですが，インターネットで購入したりとか，我々でしたらディーラーから購入したりとか様々な購入方法があると思いますけれども，それらすべてに対して対象としているのですか。
保健所	インターネットで購入した場合でも，本人の支払い状況が確認できるものやがん治療の診療の明細などの必要書類を添付していただいで対象としています。
・報告事項ウ	新型コロナウイルス感染症に対する旭川市保健所の対応について
保健所	資料5に基づき説明。
	[御意見・御質問及び回答]
委 員	ワクチン接種の間違い接種について，随時医療機関に注意喚起を行っていますけれども，間違っ打たれた本人に対しても何か注意喚起とかを行われるものなのでしょうか。
保健所	実際に事実がわかりましたら直ちに対象者と連絡を取るとともに，旭川市のホームページにおきましてこういったことがありましたということは，発表させていただいておりますので誰も知らないということにはならないです。

委員	間違い接種の関連なんですけれども、間違い接種として予後が重篤だった者はいるのでしょうか、また、間違い接種をしなくても通常の接種でも予後に健康被害があった者はいるのでしょうか。
保健所	間違い接種ですが、それが原因として体調が悪くなられたといったものについて、直接（健康被害救済制度の）申請を受け付けているものとしては、現在までのところ上がってはおりません。 間違い接種ではありませんが、実際に接種後、健康被害に遭われた方、旭川市に申請があった方というのは35件あります。そのうち、3月31日現在ですが、直近の数で言いますと認定を受けた方が30件、非認定された方が2件、現在審議中の方が3件という状況となっています。
委員	重篤なケースはあるのですか。
保健所	中には、死亡されたということで認定された方もいます。
(3) その他	
委員	最近、マスコミ等でプールでの幼児・小学生等の事故等が散見されているのですが、衛生検査課の所管業務にプールの管理とありましたが、所管業務の資料に詳細はありませんが、水質検査だけなのか、それとも、溺れる方の予防も含めてなのか、その辺りをお聞かせください。
保健所	プールにつきましては、旭川市でも、衛生管理対策の要綱・要領というものを有しております、年1回水質検査を含めて、所管する運営用プールというところに立ち入りを行っています。 その要綱の中には、今、お話のありました、衛生管理、水質や空気の管理基準、他にも安全管理の規定も含まれておりまして、それにつきましては、立ち入り時に改めて周知等させていただいております。
委員	例えば、市営プールとかあるいは小学校のプールとか、保育園、幼稚園にあるかわかりませんが、そういったところも対象になるということですか。
保健所	私たちが対象としているプールとしては、市営プールは対象となっており、規模で対象を定めております。幼稚園や学校のプールというのは、対象としているものではありません。学校であれば、学校の担当の方が衛生管理等に関することを確認されていると認識しております。

委員	<p>学校プールについては、学校薬剤師が、各小学校、中学校にはいまして、学校薬剤師がプール検査を年2回行っております。</p> <p>残留塩素濃度の検査、細菌検査、大腸菌検査、これらを年2回行い衛生管理をしております。</p> <p>残留塩素がない場合には、塩素を足す頻度とか、そういうものを指導・助言しております。</p>
----	--